

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 6 月 12 日

木 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県事務委任規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 6 月 12 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第46号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。
第2条各号列記以外の部分中「含む。）」の次に「及び第55条の4第2項」を加え、「及び地域保健法」を「並びに地域保健法」に、「第6号」を「第5号」に、「第21号」を「第20号」に改め、同条第1号ア中「第24条第1項」を「第24条第3項」に改め、同号イ中「第24条第5項」を「第24条第9項」に改め、同号ク中「より」の次に「要保護者に対して報告を求め、」を、「職員に」の次に「当該」を加え、同号中テをハとし、ツをノとし、同号チ中「第78条」を「第78条第1項」に改め、「費用の」の次に「額の」を、「徴収」の次に「するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収」を加え、同チを同号トとし、同トの次に次のように加える。

ナ 生活保護法第78条第2項の規定により偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から当該費用を支弁した額のうち返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100

分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収すること。

ニ 生活保護法第78条第3項の規定により偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者から就労自立給付金費の費用の額の全部又は一部を徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収すること。

ヌ 生活保護法第78条の2第1項の規定により被保護者に対して保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）を交付する際に徴収金を徴収すること。

ネ 生活保護法第78条の2第2項の規定により被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に徴収金を徴収すること。

第2条第1号中タをテとし、シからソまでをソからツまでとし、サをシとし、シの次に次のように加える。

ス 生活保護法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給すること。

セ 生活保護法第55条の5の規定により被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者の雇主その他の関係人に報告を求めること。

第2条第1号中コをサとし、同号ケ中「第28条第4項」を「第28条第5項」に改め、同ケを同号コとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 生活保護法第28条第2項の規定により要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して報告を求めること。

第2条第2号ア中「第24条第1項」を「第24条第3項」に改め、同号イ中「第24条第5項」を「第24条第9項」に改め、同号ク中「第28条第1項の規定により」の次に「要支援者に対して報告を求め、」を、「職員に」の次に「当該」を加え、同号中テをニとし、ツをナとし、同号チ中「第78条」を「第78条第1項」に改め、「費用の」の次に「額の」を、「徴収」の次に「するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収」を加え、同チを同号ツとし、同ツの次に次のように加える。

テ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によるものとされた生活保護法第78条第2項の規定により偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若し

くは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から当該費用を支弁した額のうち返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収すること。

ト 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によるものとされた生活保護法第78条の2第1項の規定により被支援者に対して支援給付金品（金銭給付によつて行うものに限る。）を交付する際に徴収金を徴収すること。

第2条第2号中タをチとし、コからソまでをサからタまでとし、同号ケ中「第28条第4項」を「第28条第5項」に改め、同ケを同号コとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によるものとされた生活保護法第28条第2項の規定により要支援者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は支援給付の開始若しくは変更の申請の当時要支援者若しくはこれらの者であった者に対して報告を求めること。

第2条第34号イ中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同号キ中「第10条」を「第10条第1項」に、「第38条」を「第38条第1項及び第2項」に改め、同号中たを削り、そをたとし、クからせまでをケからそまでとし、キの次に次のように加える。

ク 薬事法第10条第2項の規定による変更の届出を受理すること（同法第38条第1項において準用する場合を含む。）。

第7条第5号ケ中「第38条」を「第38条第1項」に改め、同号中ムをメとし、コからミまでをサからムまでとし、ケの次に次のように加える。

コ 薬事法第38条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による届出を受理すること。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第2条第34号及び第7条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

